

平成24年度共済事業に関する懇談会における「意見・」要望等

平成25年1月号の共済だより石鏡(Vol.272)8頁でお知らせしました「共済事業に関する懇談会」につきまして、紙面の都合でご紹介できませんでした組合員の皆さま及び共済事務担当者の皆さまからのご意見・ご要望及び共済組合からの回答を掲載しますので、あわせてご覧ください。

総則事項

Q 現役世代の短期・長期経理に係る負担が増加していることから、例えば受診時の負担率の引き上げや年金受給者にも長期負担を求めするなど、年金世代の自立を促すような制度設計(短期・長期とも)を国へ要望していただきたい

A ご指摘のとおり、短期・長期ともに現役世代の負担が年々増加しております。

本組合におきましては、医療費の適正化を図るため短期給付安定化計画に基づく事業の実施、また、高齢者医療制度への支援金等の負担については、現役世代の掛金に

過度に依存することがないよう「医療保険制度及び年金制度等に関する決議」を組合会で行い、全国連合会を通じて国など関係機関へ要望を行っているところであります。なお、年金世代である高齢者の受益者負担の引上げに係る要望については対応を慎重にする必要があるかと考えております。

Q 派遣等で一時的に退職扱いとなった職員が戻ってくる際、共済組合の組合員証番号と互助会の番号は退職前と同じ番号を割り振ることはできないでしょうか。

A 同じ番号を割り振ることについては、電算システム上の問題はありませんが、これまで再資格取得、所属所異動に伴う再転入につきましては、新しい番号を付番する統一した取り扱いとしておりまして、今後、互助会を含め各業務の担当課と協議し、共済担当者の皆さまのご意見もお伺いしながら、検討したいと考えます。

短期給付関係

Q 医療費が高額になったときの還付請求手続方法を教えていただきたい。また、入院だけでなく、通院の医療費も還付対象になるのか、

還付額はどれくらい返ってくるのか教えていただきたい。(自己負担額の上限はいくらか)

A 組合員又は被扶養者が、保険医療機関で「組合員証」を提示し、保険診療を受けますと窓口で3割の自己負担額を支払うこととなります。1か月に支払う自己負担額は、所得や年齢に応じ上限(自己負担限度額。以下「限度額」という。)があり、この限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として請求手続を必要とせず支給されます。

高額療養費は、診療報酬明細書1件ごとに算出し、診療を受けた月ごとに1件、医療機関ごとに1件、入院と通院の場合はそれぞれが1件となり、支給月は、医療機関からの診療報酬明細書が社会保険診療報酬支払基金を経由し共済組合に届く2か月後以降となります。

なお、高額療養費控除後の自己負担額から25,000円を差し引いた金額が一部負担金払戻金(家族療養費附加金)として給付されます。

また、財団法人愛媛県市町村職員互助会の共済事業として、自己負担額から共済組合が給付する高額療養費、附加給付の額を控除し

て得た額が1件につき11,000円を超えるとき、その超える金額に相当する額を医療補助金として給付しています。

なお、窓口負担の軽減措置として、入院、通院による医療費の自己負担額が高額となる場合、事前に所得区分の認定証「限度額適用認定証」を提示することにより、医療機関の窓口での支払いを限度額までにとどめることができます。

年金関係

Q 現時点において厚生年金と共済年金の保険料率、どちらが高いか教えていただきたい。

A 平成23年11月時点においては、厚生年金の保険料率は16・412%、共済の保険料率は15・862%となっており、厚生年金の保険料率が高くなっています。

保健事業関係

Q 人間ドック申込締切後に利用を希望する者が出た場合、キャンセル待ちを受け付けておき、キャンセルが出たところから入れていただく等柔軟な対応がとれないものでしょうか。

A 人間ドックの募集につきまして

は、毎年12月頃に所属所を通じて1か月程度の期間を設け、募集を行っておりますので、この期間にドックの申込みをするかどうかを十分にご検討いただき、期限内に申込みをお願いいたします。事業としては、申込みにより一定の期限を設けざるを得ませんし、五月雨式にいつまでも申込みを受け付けることは適当ではないと考えております。

また、組合員については、事業主健診を兼ねた形で、所属所から負担金をいただいております。また、40歳以上の被扶養者については、特定健康診査を兼ねておりますので、一定時期に受診が確定していないと重複が生じてしまうことにもなります。

なお、利用決定日に利用できなくなった場合は、健診機関によって多少の相違がありますが、直接健診機関と日程変更の調整をされることができるだけキャンセルされないようご協力をお願いいたします。

Q 被扶養者の特定健康診査、特定保健指導の利用率及びメタボ該当者の減少率等の実績を教えてください。

A 厚生労働省へ昨年度報告した平成22年度の被扶養者の受診状況

(組合公報「石鎚」1月号掲載分です。)は、特定健康診査対象者数3,782人(9,353人)、特定健康診査受診者数1,955人(8,408人)で、特定健康診査の受診率は51.7%(89.9%)です。平成21年度の受診率が48.4%(80.7%)でしたので、少しではありますが受診率は上がっています。

厚生労働省への報告は、特定健康診査等を実施した翌年度の11月1日となっておりますので、平成23年度分については、本年11月に報告後、公報等でお知らせすることになります。

参考までに、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の治療に係る薬剤の服用者割合は、組合員と被扶養者とはあまり差はありませんが、内臓脂肪(メタボリックシンドローム)及びその予備軍の該当者の割合は、組合員が被扶養者よりかなり高くなっています。

※()内は組合員に係る値

Q 特定健康診査の受診券は、毎年6月上旬に共済組合から所属所宛に送付され、受診対象者に配付しているが、各地区で行われる集団検診は実施済みの地区もあり、受診できないケースが発生している

ので、年度始めの送付を検討いただきたい。

A 地域の集団検診時に受診できる市町は、現在のところ3市5町であり、その他の市町では組合が契約している実施機関のみで受診いただいております。

現在は、4月における組合員、被扶養者の資格の異動後の情報に基づき準備をしておりますので、発券できるのは早くとも5月下旬から6月初旬となっております。

今後、少しでも早い発券方法を検討したいと考えておりますが、4月における異動情報を未整備のまま発券してしまいますと、過誤支給(本年度3件発生)の原因ともなりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

Q 任意継続組合員の共済制度適用を拡大していただきたい。(福祉施設利用助成、はり・きゅう施術料助成など)

A 任意継続掛金は、短期給付・介護給付に係る掛金で保健事業相当分は含まれておりませんので、任意継続組合員に対し保健事業である助成を行うことはできません。

任意継続組合員の方が、適用を

受けることができる共済制度は、医療保険のほか、特定健康診査・特定保健指導や貯金事業、高額医療貸付となっております。

Q 互助会事業である銀婚祝金や結婚祝金の給付制度は、よく周知されているが、共済組合の新婚・銀婚利用助成は、周知不足であるので、互助会の給付金請求者には、利用助成券を交付する等の周知を行っていただきたい。また、他の制度(埋葬料など)でも、該当者が特定可能なものは、周知いただきたい。

A 新婚・銀婚利用助成は、夫婦と一緒にえひめ共済会館へ記念として宿泊した場合に、1泊2食の宿泊実費相当分を助成するものですが、事業をご存知であっても利用されないケースも多いものと思われまますので、今後は組合公報やホームページなどで周知に努めたいと思います。

また、互助会への給付金請求者に限って利用助成券を交付することとは公平性を欠きますし、全組合員の婚姻情報が管理できない現状では難しいと思われまます。互助会へ新婚祝金、銀婚祝金の請求書を提出される際に、新婚・銀婚利用助成について所属所において周知

いただくことをお願いしたいと思
います。

なお、埋葬料については、共済
組合へ提出される資格喪失届書
により死亡が確認できれば、所属
所担当課に請求の確認をお願い
しています。

Q メンタルヘルス相談の具体的な
相談件数について教えてください。

A 組合員及びその被扶養者を対象
として共済組合が行っている昨年
度の電話健康相談件数は67件、メ
ンタルヘルス相談は35件です。

また、本年4月から実施されま
した県・市町連携によるメンタル
ヘルス対策事業の相談件数は、6
月末現在で84件（4月：10件、
5月：30件、6月：44件）とな
っております。

Q スポーツクラブ利用に対する助
成を行っていただきたい。費用対
効果等を検討し、外部委託を積極
的に推進すべきだと思う。例えば、
会員証を提示した場合、割引価格
で利用可能など。また、えひめ共
済会館の運営などを含めて、組合
員の健康増進に資する事業へ全般
的に見直していただきたい。

A スポーツクラブを利用し、健康

のために運動されることは、大変
いいことだと思えますが、施設が
一部地域に偏在し地域格差が大き
いといったこともありますので、
特にスポーツクラブ利用を取り上
げて助成することは考えていませ
ん。公務員の厚遇等が以前問題視
された時期に、プール利用助成を
廃止した経緯もありますので、現
在の社会情勢からもうこういった助
成は難しいと考えます。

なお、共済会館では、グループ
で格安利用できる「宿泊サポ
ートプラン」を実施しており、各種ス
ポーツ大会や文化活動、各種イベ
ントへの参加を応援しています。

貯金事業関係

Q 共済貯金加入者に記念品として
配付される地方公務員ダイアリー
の1人当たりの費用を教えてください。
また、記念品を廃止す
るとか、配当金など別の形にでき
ないでしょうか。または、サイズ
を小さくしたり、カバーの色を1
年ごとに変えたりしてはどうでし
ょうか。

A 地方公務員ダイアリーは定価の
半額で購入して加入者の皆さまに
お贈りしています。今年度も60
0万円予算計上しており、来月、

残高通知書と併せてお贈りするこ
ととしています。

共済貯金の記念品については、
皆さまのご意見を参考に検討する
こととしておりますが、地方公務
員ダイアリーは、金利に振り替え
るほどの費用もかかっていません
し、継続して配付して欲しいとい
うご意見もいただいております。

今後、記念品の配付について
は、皆さまのご意見をお伺いしな
がら、随時検討していきたいと思
っています。

貸付・物資供給事業関係

Q 貸付件数が平成18年度以降大
幅に減少しています。特に住宅貸
付の件数は著しく減少していま
すが、その理由を教えてください。

A 全国的に破産や民事再生による
貸付事故が増えたことから、平成
18年度に400万円を超える住
宅貸付には抵当権設定を条件とす
ることや、返済能力の審査強化を
目的とした貸付事務の見直しが行
われ、事務手続が煩雑になったた
め申込件数が減少したものとと思
われます。その後、金融機関の住宅
ローン金利が徐々に低下しました
ので、更に住宅貸付の申込件数が

急減したものと考えています。

Q 車を購入する際、普通貸付と物
資事業のどちらを利用すると得な
のでしょうか。また、繰上げ返済
するのであれば、普通貸付のみで
よいのではないのでしょうか。

A 現在の償還利率は、普通貸付が
年2・72%、物資が年2・9%
となっており、普通貸付の金利の
方が低くなっています。償還回数
が同じであれば、金利の低い普通
貸付が有利といえます。しかし、
利用金額が50万円を超えますと、
普通貸付の返済期間が長くなるた
め、返済額の総額は普通貸付の方
が多くなってしまうと。金額と
返済期間を考えて、どちらを利用
されるかは、利用者自身で判断を
お願いしたいと思います。

また、繰上げ返済するのであれ
ば、普通貸付のみでよいのではな
いかということですが、普通貸付
の場合、貸付限度額が給料月額の
6月分と規定されていますので、
若い組合員の方は十分な貸付を受
けられないことから物資供給事業
を利用される場合もあると考えて
います。